

令和6年度一般財団法人茨城県建設技術公社
インターンシップ実施要領

1 目的

学生に公社の実務を経験させることにより、学生の職業意識を育成し、主体的な職業選択能力を向上させることを目的とする。

2 対象

(1) 学生

大学院・大学に在籍する学生

(2) 受入先

本部及び支部

3 時期及び期間

(1) 時期

令和6年7月～令和6年10月

(2) 期間等

原則として2週間とし、実習時間は月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分とする。

4 インターンシップに係る費用等

学生に給与、手当等は一切支給しない。

学校側において、インターンシップ中における傷害及び損害賠償責任を負った場合に対応できる保険に、学生を加入させる。

5 申込期限

インターンシップ開始の3週間前まで

6 受入人数

若干名

7 実習生受入の流れ

(1) 参加希望学生は、所属学部経由で別紙様式1「参加申込書」を一般財団法人茨城県建設技術公社理事長（以下「理事長」という。）あてに提出する。

(2) 理事長は、参加希望学生の受入時期を決定した後、各部長等へ受入決定の旨及び受入学生の情報を通知する。

また、参加希望学生にも所属学部経由で結果を通知する。

(3) 理事長は、受入学生の所属学部と別紙様式2「インターンシップ実施に関する覚書」を取り交わす。当該覚書は、一般財団法人茨城県建設技術公社（以下「公社」という。）及び受入学生所属学部で一通ずつ保管する。

- (4) 理事長は、受入学生に別紙様式3「誓約書」を提出させる。当該誓約書は、公社総務課で保管する。
- (5) 受入部長等は、事前にインターンシップ実施内容等を公社総務課に提出し、公社総務課より受入学生所属学部を通じて、受入学生に実施内容等を連絡する。
- (6) インターンシップ修了後、受入学生は「茨城県建設技術公社インターンシップレポート」（別添参照）を公社総務課へ提出する。

一般財団法人茨城県建設技術公社 理事長 殿

令和6年度一般財団法人茨城県建設技術公社インターンシップ申込書

※下記留意事項を確認の上、記載のこと

○学校情報

学校名	
住所	
連絡調整担当者(役職名及び氏名)	
電話番号	
FAX 番号	
E メールアドレス	

○参加希望学生情報

参加希望学生氏名	
年齢・性別	
学部・学科・学年	
住 所	
インターンシップ実施に係る 加入保険名	傷害保険名…
	損害賠償保険名…

○インターンシップ希望期間 (原則として、2週間)

	実習可能期間 (〇月〇日～〇月〇日)
第1希望	
第2希望	
第3希望	

<留意事項>

○学校情報について

「連絡調整担当者」は、公社から電話等で連絡する際に対応いただく方の氏名等を記載してください。

「住所」は、公社から受入決定通知等を送付させていただく際の宛先になります。

「電話番号」等は、上記連絡調整担当者の方に連絡できるものを記載してください。

○参加希望学生情報について

「インターンシップ実施に係る加入保険名」について、参加希望学生が記載された保険に加入していることを確認できる書類を提出してください。

○インターンシップ希望期間について

希望期間は、原則、第3希望までご記入下さい。

必ずしも希望どおりの期間で受入決定するとは限りません。

○当該申込書は、下記申込先あてに、郵送または FAX で提出してください。

申込先 〒310-0852 茨城県水戸市笠原町 978 番 25

茨城県建設技術公社 総務課

TEL : 029-301-6600 FAX : 029-301-6605

Email : soumu@kennsetu-gijutu.or.jp

様式2 (受入学生所属学部～公社間で交換)

インターンシップ実施に関する覚書

_____(以下「甲」という)と一般財団法人茨城県建設技術公社(以下「乙」という)は、甲に所属する学生(以下「学生」という)が参加する令和6年度一般財団法人茨城県建設技術公社インターンシップについて、以下のとおり覚書を交換する。

(目的)

第1条 この令和6年度インターンシップは、学生に公社の実務を経験させることにより、学生の職業意識を育成し、主体的な職業選択能力を向上させることを目的とする。

(学校と公社の協力)

第2条 甲と乙はインターンシップの実施にあたり連携及び協力を行う。

(期間及び1日あたり勤務時間)

第3条 学生が受入部署(学生が実際に勤務する部署をいう。以下同じ。)において実務を経験する期間(以下「受入期間」という)及び1日あたり勤務時間は乙及び学生が協議の上、詳細を定める。ただし、受入期間及び1日あたり勤務時間は乙及び学生が協議の上、適宜変更できるものとする。

(インターンシップの内容)

第4条 受入期間中、学生に行わせる実務内容は、乙と学生が協議の上、詳細を定める。

(インターンシップに係る費用負担)

第5条 乙は学生に対し、インターンシップの実施に係る給与・手当等を一切支給しない。

(インターンシップに係る傷害・損害賠償保険)

第6条 甲は、学生がインターンシップ期間中に傷害または損害賠償の責めを負った場合に備え、学生を傷害保険及び損害賠償保険に加入させる。また、当該保険の利用に係る手続等は甲が行う。

(学生の就業規則等遵守)

第7条 学生は受入期間中、乙の就業規則を遵守するとともに、勤務にあたっては乙の指示に従う。

(信用失墜行為の禁止及び秘密を守る義務)

第8条 学生は受入期間中、公社職員としての身分を保有しないが、乙の就業規則において信用失墜行為の禁止及び秘密を守る義務について規定されていることに鑑み、乙の信用を失墜させ、またインターンシップ中に知りえた秘密を漏らしてはならない。

(インターンシップの中止)

第9条 乙は、学生が無断欠勤を続けるなど、学生の責任によりインターンシップの継続が困難となった場合は、当該学生の受入を中止することができる。この場合、乙は甲に対しその旨を速やかに通知する。

(誓約書の提出)

第10条 甲は学生に対し、乙が別に定める誓約書を乙へ提出させる。

(その他)

第11条 この覚書に定めのない事項及び覚書への疑義が生じた場合、甲と乙が協議し対応を決定するものとする。

令和6年 月 日

甲 ○○県○○市○○

○○大学工学部 ○○ ○○ 印

乙 茨城県水戸市笠原町978番5

一般財団法人茨城県建設技術公社

理事長 生田目 好美 印

誓約書

私は、令和6年度一般財団法人茨城県建設技術公社インターンシップへ参加するにあたり、以下のとおり誓約します。

1. インターンシップの受入部署、受入期間、1日あたり勤務時間及び費用に係る取扱は以下のとおりであることを確認し、勤務にあたります。また、やむをえず遅刻または勤務を休む場合は、必ず公社に連絡します。
 - ・受入部署 総務部外
 - ・受入期間 令和6年〇月〇日～〇月〇日(土日祝日は休日)
 - ・1日あたり勤務時間 8時30分～17時15分
(12時00分～13時00分は休憩時間)
 - ・費用に係る取扱 公社は学生に対し、当該インターンシップに係る給与・手当等を一切支給しない
2. 勤務にあたっては、公社の就業規則及び勤務に係る受入部署の指示に従い、公社の信用を失墜するような行為は行いません。
3. インターンシップ中に知りえた秘密(公社の就業規則第3条第2項に定めるもの)については、インターンシップ中及びインターンシップ終了後においても、民間企業等が提供するSNS(ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス)を含む掲示板等への情報の公開等を含め、何人に対しても漏らしません。
4. 私の責任によりインターンシップの継続が困難となった場合は、受入を中止されても異議を唱えません。

以上

令和6年 月 日

〇〇大学工学部〇〇学科〇年 〇〇 〇〇 印